

西原村国土強靱化地域計画

令和2年10月

熊本県西原村

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 西原村の地域特性	6
1 地理的特性	
2 西原村における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	11
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	35
第5章 計画の推進	61
【別紙】国土強靱化推進方針に基づく取組一覧	63

はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、熊本県ではこれまで数多くの自然災害に見舞われ、近年では、平成 11 年の台風 18 号による高潮災害、平成 15 年の県南地域における土砂災害、平成 24 年の熊本広域大水害、そして平成 28 年熊本地震（以下「熊本地震」という。）、令和 2 年 7 月豪雨などが発生している。

特に本村は熊本地震において、わずか 28 時間の間に、震度 6 弱、震度 7 の激しい地震に襲われた。熊本地震では、9 名（うち関連死 4 名）の尊い命が奪われ、全体の 55.7%にあたる 1,377 棟の建物が全半壊し、土砂災害を含め甚大な被害がもたらされた。

本村は、この未曾有の大災害からの早期復興を果たすため、「西原村復興計画」を平成 29 年 3 月に策定し復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、西原村地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「西原村国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

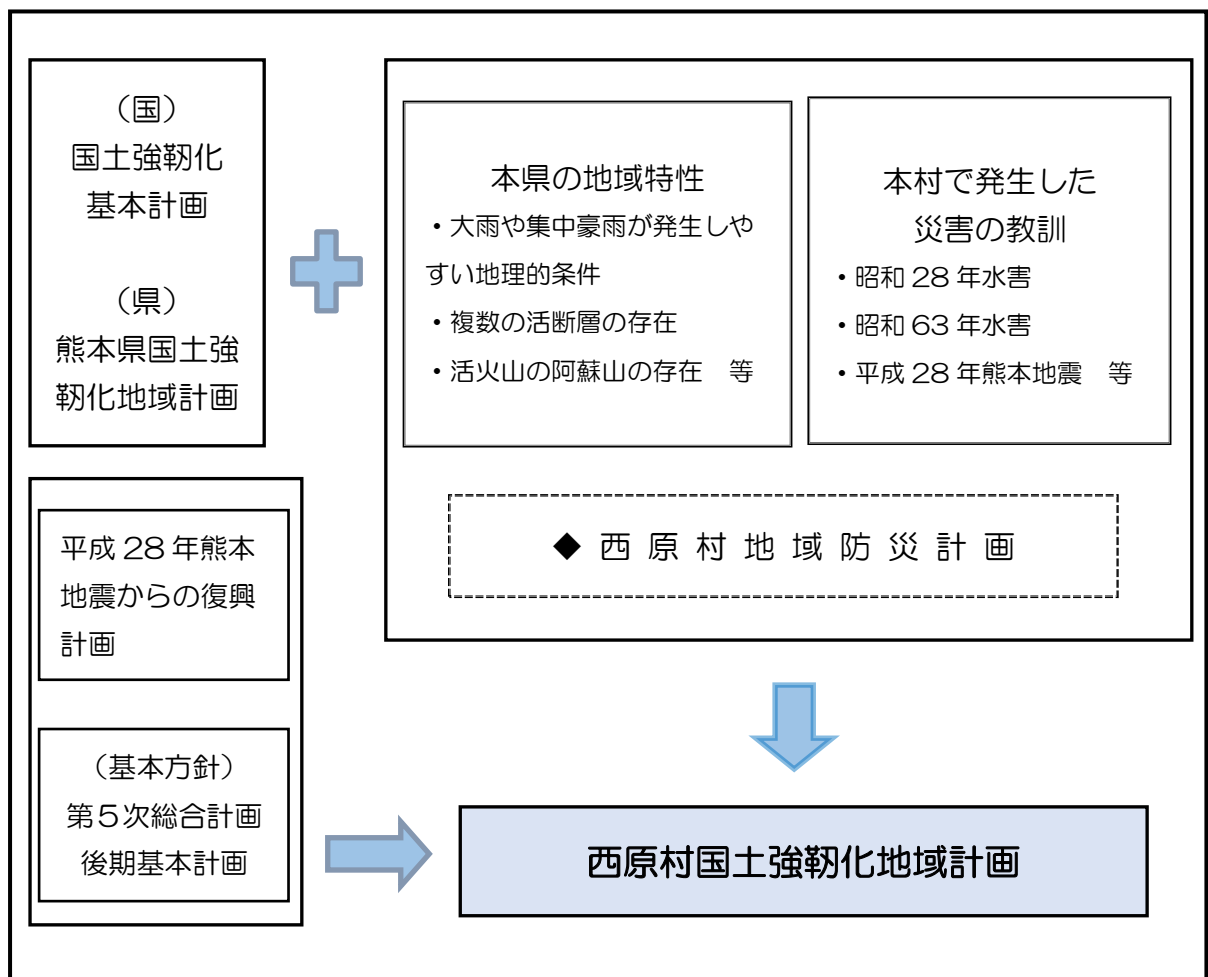
国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、本村における国土の強靱化の指針として「西原村国土強靱化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本村の地理・地形等の地域特性とともに、これまでに発生した災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された西原村地域防災計画や本村の基本方針である「第 5 次西原村総合計画後期基本計画」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

<策定に当たっての基本計画や本村基本方針等との関係>



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靱化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、「第5次西原村総合計画後期基本計画」の将来像を念頭に置き、本村が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 村民の生命を守ること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本村の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。

- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模災害に備え、村及び県の連携だけでなく、他市町村及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第 2 章 西原村の地域特性

1 地理的特性

本村は、熊本市から東方 20 km に位置し、東は阿蘇郡南阿蘇村に北部は大津町、北西部は阿蘇くまもと空港に、南は上益城郡御船町及び同郡山都町にそれぞれ接している。

村の東部は、阿蘇外輪山の一部である標高 1,095m の俵山を中心に広大な原野と山林からなり、その原野と山林の面積は約 6,126ha で、総面積の 80% を占めている。山麓と益城町に接する台地は本村唯一の耕地として、畑、又は樹園地として利用されている。

鳥子川と木山川流域、又その他の小河川流域には水田が拓けていて、本村における年間平均気温は 15.9℃ で比較的温暖であるが、夏、冬又、朝、夕の温度の変化が激しい。

降雨量は、年平均 2,046 mm 程度で梅雨期から夏期にかけて多く、冬期は少ない。また、風向きは西からの微風が多く、春先には俵山からの風（俗に西原の「まつぼり風」という。）が強く農作物に被害を与えている。

2 西原村における災害リスク

（1）風水害

① 梅雨期の大雨による水害

本村では梅雨時期に大雨が発生することが多い。熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、村内に集中的な大雨を発生させることもある。

平成 24 年（2012 年）7 月に発生した熊本広域大水害では、阿蘇外輪山上空で次々と積乱雲が発生し、線状降水帯が形成されたことにより 24 時

間で500mmを超える大雨となった。

また、近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。平成24年（2012年）7月の熊本広域大水害では、阿蘇地域や熊本市といった近隣地域で甚大な土砂災害や浸水被害を引き起こし、特に本村を除く阿蘇地域では25名の死者・行方不明者が発生した。さらに、平成28年（2016年）6月の大雨災害では、熊本地震と関連した土砂災害も発生し大きな被害をもたらした。

② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和20年の阿久根台風や昭和26年のルース台風のように10月に上陸することもある。

〔参考1〕過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）

西暦(和暦)	種 類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13（昭和2）	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953.6.26～28（昭和28）	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957.7.26（昭和32）	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972.7.3～6（昭和47）	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982.7.23～25（昭和57）	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸
1984.6.21～7.1（昭和59）	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990.6.28～7.3（平成2）	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7,563戸
1991.9.27（平成3）	台風による被害	県下全域	死者 4人、全半壊1,889戸、浸水 24戸
1999.9.23～24（平成11）	台風による被害	県下全域	死者 16人、全半壊1,818戸、浸水 1,925戸
2003.7.20（平成15）	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012.7.12（平成24）	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1,462戸、浸水 582戸
2016.6.19～25（平成28）	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸

(2) 地震災害

県内の活断層

本村に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府一万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（平成29年1月1日現在）

平成28年4月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野－白旗区間の活動、マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野－白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野－白旗区間）沿いで長さ約6km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層が見つかり、益城町堂園付近では、最大約2.2mの右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか28時間以内に震度7の地震が2度発生したこと、また前震（平成28年4月14日）・本震（平成28年4月16日）以外にも最大震度5弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で21回発生したことがある（平成29年9月30日時点）。特に、発災後15日間（2週間）において震度1以上を2,959回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の230回、新潟県中越地震の680回と比べて多い。

〔参考2〕 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯 (高野－白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯 (野稲岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3% (最大2.6%)
別府・万年山断層帯 (崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

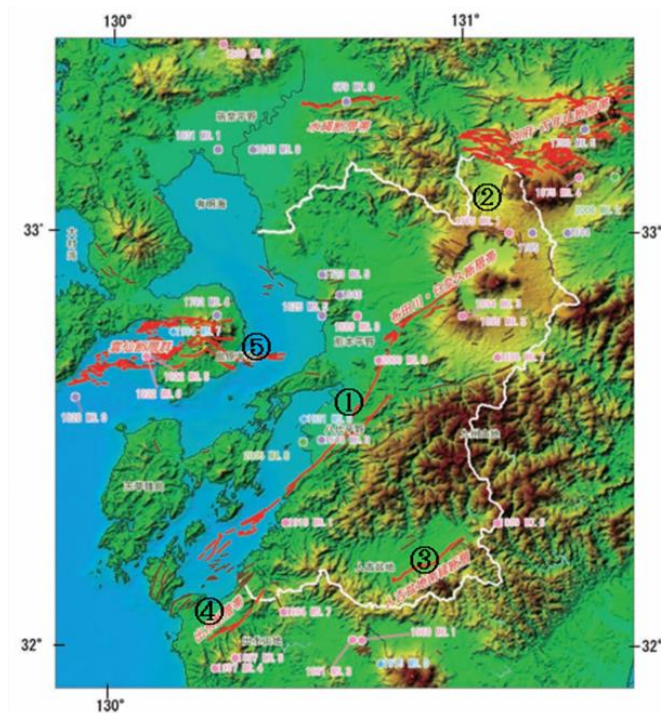
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

〔出典: 主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)〕

〔参考3〕 熊本周辺の主要活断層



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

〔参考 4〕過去の主な地震・津波災害

西暦(和暦)	地 域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5～6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震](注)	熊本地方	M6.5	人的被害:死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害:197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟) (平成29年9月13日時点)
2016.4.16 (平成28) [本震](注)	熊本地方	M7.3	

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

〔前震時の震度〕	震度7(益城町) 震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
〔本震時の震度〕	震度7 (益城町、西原村) 震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

〔参考 5〕熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。(平成 25 年 3 月)

〔対象〕熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

〔被害想定結果〕 (主な項目を抜粋)

項 目 (注1)		布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
津波 地震 規模	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建 物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人 的 被 害	死者数	960 人	10 人	300 人	一 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1)本表には、冬の午前5時、風速11m／秒の被害を記載。

(注2)別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3)布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本村及び熊本県の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

県の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして49の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本村の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、35の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2	簡易水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等より復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（３）評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（K P I）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は以下のとおりである。

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化)【復興建設課】

- 大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(宅地の耐震化)【復興建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(住宅密集地における火災の拡大防止)【総務課】

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(ガス設備の耐災性の強化)【総務課】

- 大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める必要がある。

(家庭・事業所における地震対策)【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要があ

る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)【各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止)【住民福祉課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)【総務課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【復興建設課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備)【復興建設課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告等の適切な発令)【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難勧告が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務課】(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（山地・土砂災害対策の推進）【復興建設課・産業課】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難勧告が適切に発令される必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、村と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（要支援者対策の推進）【住民福祉課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避

難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等)【企画商工課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮)【企画商工課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助)【総務課】

- 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上)【教育委員会】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務課】(再掲)

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(県・市町村での備蓄の推進)【総務課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、県・市町村において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務課・住民福祉課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(水道施設の耐震化等)【復興建設課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(医薬品・医療機器等の確保対策)【保健衛生課】

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備)【復興建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所運営体制の構築)【総務課・住民福祉課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【保健衛生課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営)【住民福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制)【総務課・住民福祉課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防)【保健衛生課】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(災害時の活動拠点等の整備)【企画商工課】

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、自動車による避難や車中泊等ができる場所や機能を確保する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する取組み)【総務課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、県と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)【復興建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)【企画商工課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化・地域コミュニティの維持)

【総務課・企画商工課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進)【復興建設課・産業課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防学校での教育の充実)【総務課】

- 消防職員の若年化が進んでおり、経験・ノウハウの不足等により様々な災害時に迅速かつ的確な活動ができないおそれがあることから、若手消防職員の活動能力の向上を図る必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務課】(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【総務課】

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員

の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(救助・救急ルート確保に向けた道路整備)【復興建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備)【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【総務課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)【保健衛生課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策)【保健衛生課】(再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防)【保健衛生課】(再掲)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(生活用水の確保)【保健衛生課】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)【各施設所管課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備)【総務課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定)【教育委員会】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)【総務課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の応援体制の構築)【総務課】

- 大規模災害時、村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発)【総務課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)【総務課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、村と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備)【復興建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、村と県道等を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、村と国・県等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進)【企画商工課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な村内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、村内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進する必要がある。

(商工団体等の連携)【企画商工課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備)【復興建設課】(再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供)【復興建設課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)【復興建設課】

- 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築)【産業課】

- 大規模災害時の野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化)【産業課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進)【産業課】

- 降灰や風水害などにより、農作物が被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備)【総務課・住民福祉課】(再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルート確保に向けた道路整備)【復興建設課】(再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、村内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の活動拠点等の整備)【企画商工課】(再掲)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、自動車による避難や車中泊等ができる場所や機能を確保する必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)【総務課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(電気、ガスBCPの策定)【総務課】

- 大規模災害時、電力及びガスの供給・貯蔵施設の被災により、供給が停止するおそれがあることから、災害時の対策を図る必要がある。

6-2 簡易水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等)【復興建設課】(再掲)

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(生活用水の確保)【保健衛生課】(再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の

利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(簡易水道 BCP の策定)【復興建設課】

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

(工業用水道施設の強靱化)【復興建設課】

- 大規模災害時、工業用水道施設の被災により、工業用水の供給が停止するおそれがあることから、工業用水道施設の強靱化等を行う必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(浄化槽の整備等)【復興建設課】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備)【復興建設課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(生活用水の確保)【保健衛生課】(再掲)

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止)【総務課】(再掲)

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防団員における人員、資機材の整備促進)【総務課】(再掲)

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保)【総務課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新)【復興建設課】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新)【復興建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物資の流出対策等)【保健衛生課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関

との連携が必要である。

(アスベスト対策)【保健衛生課】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理)【産業課・復興建設課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進)【産業課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進)【産業課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進)【産業課】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興)【産業課・企画商工課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備【企画商工課・産業課】)

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)【保健衛生課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路等の復旧・復興を担う人材の確保)【復興建設課】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(学校における人材の育成)【教育委員会】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(災害ボランティアとの連携)【住民福祉課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行)【税務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発

行体制を確保する必要がある。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)【教育委員会】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行)【税務課】(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(地籍調査の実施)【産業課】

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(地震保険加入率の向上)【総務課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、村民の地震保険加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携)【住民福祉課】(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備)【総務課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、村民からの各種相談に対応する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進)【総務課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(地域と学校の連携)【教育委員会】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持)【企画商工課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【総務課】(再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8-5 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)【復興建設課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、村と県道等を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(地籍調査の実施)【産業課】(再掲)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策)【復興建設課】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、住民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、村内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村の連携だけでなく、平時から国や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や村・県だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、村・県だけでなく、民間事業者、NPO、住民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本村は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすい。また、熊本地震の原因となった布田川断層帯、日奈久断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本村における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

なお、計画の推進のために必要な取組や事業箇所等は（別紙）「強靱化推進方針に基づく取組一覧」のとおりとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）【復興建設課】

- 住宅の耐震化を促すため、県及び建築関係団体と連携し、耐震化の必要性や支援制度の啓発を進める。

（宅地の耐震化）【復興建設課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、県と連携し、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【総務課】

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部と連携し普及促進を図る。

（ガス設備の耐災性の強化）【総務課】

- 耐震性の低いガス管の破損による火災や爆発を防ぐため、耐震性・耐食性に優れたガス管（ポリエチレン管）への取替えを推進する。

- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、L P ガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

（家庭・事業所における地震対策）【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災訓練等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に村民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、県・報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止） 【各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を促進する。

（医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止）【住民福祉課】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【総務課】

- 大規模地震等の発生時、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、県・報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

1-3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【復興建設課・総務課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、市町村や住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するようハザードマップ等の情報を踏まえ、公共施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。

（円滑な避難のための道路整備）【復興建設課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】

- 本村において避難勧告等が適切に発令されるよう、県と連携し防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災訓練等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災訓練等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、県・報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

（山地・土砂災害対策の推進）【復興建設課・産業課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進め、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、県・報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 本村において避難勧告等が適切に発令されるよう、県と連携し防災情報ネットワークシステム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災訓練等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（要支援者対策の推進）【住民福祉課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）【企画商工課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災

教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【企画商工課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、災害時に多言語によるホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務課】

- 大規模災害時に、村と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行えるよう、自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（学校の災害対応の機能向上）【教育委員会】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災訓練等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（県・市町村での備蓄の推進）【総務課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課・住民福祉課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。
- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）【復興建設課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備等などを働きかけ、水道施設の耐震化を促進する。

（医薬品・医療機器等の確保対策）【保健衛生課】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、県医薬品卸業協会及び県医療機器協会等と連携し、運用面の確認や緊急供給体制の整備など、災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【復興建設課】

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設

関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所等の見直し）【総務課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

（指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化）【総務課・住民福祉課・教育委員会】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

（指定避難所等の周知徹底）【総務課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

（避難所運営体制の構築）【住民福祉課・各施設所管課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、ボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等を行う。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【保健衛生課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（福祉避難所の円滑な運営）【住民福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の市町村の取組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・住民福祉課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【保健衛生課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（災害時の活動拠点等の整備）【企画商工課】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、公共施設の防災機能強化に向けた整備及び防災活動の拠点となる施設整備を進める。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する取組み）【総務課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県や関係機関等と連携し、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【復興建設課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【企画商工課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務課】

- 自主防災組織が消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（地域コミュニティの維持）【企画商工課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

（山地・土砂災害対策の推進）【復興建設課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、県と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

（農業用排水施設の更新整備及び保全管理）【産業課・復興建設課】

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防学校での教育の充実）【総務課】

- 消防団員の活動能力の向上を図るため、消防学校での教育の充実や、大規模災害等を想定した実践的な訓練体制の整備を進める。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情

報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（自主防災組織の活動の強化）【総務課】（再掲）

- 自主防災組織が消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【復興建設課】

- 災害時の救助・救急ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課・企画商工課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、コンビニ等の民間との協定の締結を推進する。また、飲料水の確保のため耐震貯水槽の整備を進める。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

2-6 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【保健衛生課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【保健衛生課】（再掲）

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【保健衛生課】（再掲）

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（生活用水の確保）【保健衛生課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務課・教育委員会・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動

できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

（業務継続可能な体制の整備）【総務課・企画商工課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図るとともに、研修会等を通じてBCP策定を進める。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

（学校における業務のスリム化とBCPの策定）【教育委員会】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、村の防災担当課等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の応援体制の構築）【総務課】

- 県内市町村の応援体制を円滑に確保するため、県との連携、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について72時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【復興建設課】

- 村内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 村民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、県・報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システ

ムや、県防災情報メールサービスについて村民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（通信手段の機能強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

（事業者におけるBCP策定促進）【企画商工課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう村内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

（商工団体等との連携）【企画商工課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、経営支援が円滑に実施されるよう、平時から商工団体など経営支援機関との連携を推進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【復興建設課】（再掲）

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【復興建設課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

5-2 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【産業課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

（災害時の集出荷体制の構築）【産業課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

（農業施設の耐候性等の強化）【産業課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

（共済加入の促進）【産業課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

5-3 食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務課・住民福祉課】

（再掲）

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【住民福祉課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、村民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【復興建設課】（再掲）

- 村内における災害時の物資輸送ルートを確認するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（災害時の活動拠点等の整備）【企画商工課】（再掲）

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、公共施設の防災機能強化に向けた整備及び防災活動の拠点となる施設整備を進める。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

（防災拠点等への再エネ設備等の導入）【企画商工課】（再掲）

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（電気、ガスBCPの策定）【企画商工課】

- 大規模災害時の電力及びガス施設の被災によるエネルギー供給の長期停止

を防止するため、関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを促進する。

6-2 簡易水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）【復興建設課】（再掲）

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、アセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備等などを働きかけ、水道施設の耐震化を促進する。

（生活用水の確保）【保健衛生課】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

（簡易水道BCPの策定）【復興建設課】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを支援する。

（工業用水道施設の強靱化）【復興建設課】

- 工業用水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、工業用水道事業費補助金等を活用し、耐震化や老朽化設備の計画的な更新等を推進する。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（浄化槽の整備等）【復興建設課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制（地理情報システム活用に向けた浄化槽台帳システムの改訂を含む）を構築する。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【復興建設課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、県内各地域や集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

6-5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(生活用水の確保) 【保健衛生課】 (再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課】 (再掲)

- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部と連携し普及促進を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

7-2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【総務課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）【復興建設課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い計画的に改修を進める。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

（道路防災施設の維持管理・更新）【復興建設課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の流出対策等）【保健衛生課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国及び事業者と連携した取組みを進める。

（アスベスト対策）【保健衛生課】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺への

アスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【産業課・復興建設課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【産業課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）【産業課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（山地・土砂災害対策の推進）【産業課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進する。

（中山間地域の振興）【産業課・企画商工課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となっていく地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【企画商工課・産業課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。

- 県内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャネルを通じた迅速な情報発信を行う。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（市町村災害廃棄物処理計画の策定）【保健衛生課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法など、県からの情報を受け、災害廃棄物処理計画の策定を推進する。

（仮置場の選定）【保健衛生課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地の選定を促進する。

（関係団体等との連携）【保健衛生課】

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設業における復旧・復興の担い手確保・育成）【復興建設課】

- 大規模災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進める。

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【復興建設課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

（学校における人材の育成）【教育委員会】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

（災害ボランティアとの連携）【住民福祉課】

- 大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

（罹災証明書の速やかな発行）【税務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修等に参加し、他自治体の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【教育委員会】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【税務課】（再掲）

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修等に参加し、他自治体の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（地籍調査の実施）【産業課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

（地震保険加入率の向上）【総務課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、村民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

（災害ボランティアとの連携）【住民福祉課】（再掲）

- 大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした

連携体制の構築を促進する。

（相談体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時に村民からの各種相談に対応できるよう、SNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（地域における共助の推進）【総務課】

- 大規模災害時に、村と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（地域と学校の連携）【教育委員会】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

（地域コミュニティの維持）【企画商工課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となつて行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務課】（再掲）

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

8-5 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【復興建設課】

- 村内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、村内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート の早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（地籍調査の実施）【産業課】

- 大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【復興建設課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（K P I）を用いて進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組を推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、県、及び本村の国土強靱化施策の推進状況を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

＜重要業績指標（K P I）一覧＞

項目名	現状値	目標値 (R7)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		
住宅の耐震化率	50%	75%
村立学校の非構造部材の耐震対策率	100%	現状維持
社会福祉施設の耐震化率	80%	100%
医療、介護施設等のスプリンクラー整備率	80%	100%
ハザードマップ	R2 更新	随時更新
道路網の整備率	95%	98%
橋梁点検実施率	100%	現状維持
河川の整備率	30%	45%
避難行動要支援者に対する非難支援計画(個別計画策定)	0 件	200 件
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)		
非常時のための水・食料等の備蓄	0	住民3日分
水道基幹道路の耐震適合率	25%	50%
道路網の整備率	95%	98%
橋梁点検実施率	100%	現状維持
福祉避難所協定締結数	1 件	現状維持
避難場所の認知度	100%	現状維持
自主防災組織のうち防災訓練等を実施している組織の割合	100%	現状維持
中山間地域における農業振興ビジョン策定築数	0 地区	1 地区
消防団員数(対人口比)	255 人	現状維持
社会福祉施設の耐震化率	80%	100%
ヘリポート 場外離着陸場所	4 箇所	現状維持
予防接種法に基づく予防接種麻疹／風疹ワクチンの接種率	1 期 91.8% 2 期 95.2%	100%

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		
防災拠点施設である庁舎の耐震化率	100%	現状維持
地域と一体となった訓練の実施数	隔年実施	現状維持
4 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		
道路網の整備率	95%	98%
橋梁点検実施率	100%	現状維持
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		
道路網の整備率	95%	98%
橋梁点検実施率	100%	現状維持
農業共済加入率	55%	61%
非常時のための水・食料等の備蓄	0	住民3日分
6 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		
水道基幹道路の耐震適合率	25%	50%
合併処理浄化槽の普及率	82%	100%
道路網の整備率	95%	98%
橋梁点検実施率	100%	現状維持
7 制御不能な二次災害を発生させない		
消防団員数	255人	現状維持
改修が必要なため池の改修事業着手箇所数	0箇所	1箇所
村地域防災計画への農業用ため池の場所掲載	3カ所	現状維持
日本型直接支払いの取組面積（実面積）	597.2ha	現状維持
中山間地域における農業振興ビジョン策定築数	0地区	1地区
農業共済加入率	55%	61%
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
災害廃棄物処理計画の策定	策定済	現状維持
地籍調査進捗率	78%	地震による座標のずれを検証
自主防災組織のうち防災訓練等を実施している組織の割合	100%	現状維持
村立学校におけるコミュニティスクール数	3校	現状維持
消防団員数	255人	現状維持
道路網の整備率	95%	98%
橋梁点検実施率	100%	現状維持
河川の整備率	30%	45%

西原村国土強靱化地域計画

(別紙)

強靱化推進方針に基づく取組一覧

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる**(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生**

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
消防設備の整備	消火栓や防火水槽の整備及び維持管理を行う。家庭用火災報知器の設置を促進する。	1-1、7-1	総務課
J アラート(全国瞬時警報システム)、L アラート(災害情報共有システム)の活用促進	J アラートやLアラートの運用に関して県の指導のもと、その活用を推進する。また、国、県が行うJアラートを活用した全国一斉情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練やLアラート 配信訓練に参加し、迅速な情報伝達体制を構築する。	1-1、1-2、1-3、1-5	総務課
宅地の耐震化の推進	村内の大規模盛土造成地を対象とした、大地震が発生した時の安全性を確認する変動予測調査第2次スクリーニングを実施する。	1-1	復興建設課
住宅の耐震化の推進	村内の木造戸建ての住宅を含めた建築物の耐震化を推進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業の推進や、村民への啓発、相談窓口の設置などを行う。	1-1	復興建設課

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止	医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を進める。		住民福祉課
J アラート、L アラートの活用促進	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5	総務課

(1-3) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
地域特性に応じた雨量計や河川水位計の設置	住民の逃げ遅れ防止や適切な避難勧告等の発令のため、地域特性に応じた雨量計や河川水位計を設置する。		総務課
ハザードマップの継続的な整備	ハザードマップ等の継続的な整備情報提供により住民の避難意識等の啓発を図る。	1-3、1-4	総務課
J アラート、L アラートの活用促進	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5	総務課
浸水被害の防止に向けた河川整備等	風水害による浸水被害防止に向けた河川整備を進める。 ・木山川 ・鳥子川 ・布田川 ・葛目川 ・その他準用河川	1-3、8-6	復興建設課
河川や調整池の掘削	洪水発生時の水位上昇に備え、下流能力の確保するための河道や調整池の掘削を進める。 ・木山川 ・鳥子川 ・布田川 ・葛目川 ・その他準用河川 ・村内の調整池	1-3、8-6	復興建設課

道路網の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 ・役場堤下線 ・万徳新所線 ・下新所下原3号線 ・西原台1号線 ・桑鶴袴野線 ・中次新所線 ・新所小園線 ・堀切多々良線 ・古閑大切畑線 ・古閑東方1号線	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
橋梁補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。 ・新高下橋（万徳宮山線） ・土橋（風当桑鶴線） ・若水橋（秋田灰床線） ・六反田橋（小園大切畑線） ・共栄橋（下古閑日向線） ・小川橋（秋田灰床線） ・北向橋（布田本村北向線） ・袴野1号橋（万徳袴野線） ・揺ヶ池2号橋（桑鶴袴野線） ・長迫大橋（医王寺向小川線） ・布田鶴橋（堀切高遊線） ・辰口橋（田中高遊線） ・麦の庄大橋（医王寺向小川線）	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
歩道等の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動の支障とならないよう、歩道拡幅や防護柵設置等による歩道等の整備を行う。 ・県道熊本高森線 ・県道山西大津線 ・県道堂園小森線 ・役場堤下線 ・万徳新所線 ・中次新所線 ・新所小園線	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
舗装の強化	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動の支障とならないよう、緊急輸送道路における舗装構成の計画的な強化を図る。 ・県道熊本高森線 ・県道山西大津線 ・県道堂園小森線 ・万徳宮山線 ・万徳出ノ口線 ・奈良山医王寺線 ・医王寺向小川線 ・地蔵峠線 ・田中高遊線 ・中次新所線 ・新所小園線 ・万徳下小森線 ・秋田灰床線 ・門出滝線 ・風当馬場線 ・上鳥子上長野線	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課

	・ 俵山峠線 ・ 高遊 6 号線 ・ 小森西原社司原線 ・ 土林瓜生迫線 ・ 万徳葛目線 ・ 古閑大切畑線 ・ 古閑東方 1 号線		
--	---	--	--

(1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
治山事業による防災・減災対策の推進	県営治山事業の早期完了のため、地権者、地元等との迅速な調整を図る。		産業課
自然災害に関する啓発及び情報伝達手段等の継続的整備	住民への自然災害の対応等について啓発を図るとともに、防災行政無線サイレン等の情報の伝達手段を継続的に整備する。	1-4、7-6	総務課
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進	土砂災害警戒区域を周知するとともに、土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民を安全な場所への移転を促進する。	1-4、2-3	総務課
ハザードマップの継続的な整備	1-3 参照	1-3、1-4	総務課

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時における通信体制の強化	防災システム等の整備及び個別受信機、防災アプリ等の整備を推進し、住民に迅速かつ正確な情報伝達を行うための整備を促進する。	1-5、3-1、4-1、4-3、8-5	総務課
災害時要援護者の施設整備	災害時における要援護者が避難できる福祉避難施設の整備		住民福祉課
J アラート、L アラートの活用促進	1-1 参照	1-1、1-2、1-3、1-5	総務課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
食料・飲料水等の備蓄	家庭や事務所における備蓄の必要性を啓発するとともに、村内避難所における備蓄の推進。	2-1、2-5	総務課
自主防災組織の防災資機材等整備の促進	各自主防災組織に対して、防災資機材や備蓄品の購入	2-1、2-3、2-4、5-6	総務課
水道施設の耐震化	国庫補助を活用した施設整備等を働きかけ、水道施設の耐震化を促進	2-1、6-2	復興建設課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、5-1、5-3	復興建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、5-1、5-3	復興建設課

歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時の活動拠点の整備	災害時における避難場所及び災害活動の拠点となる施設の整備 ・西原村運動公園 ・西原村総合体育館	2-2、5-3	総務課 企画商工課
避難所等の保健衛生・健康対策への取組	食中毒予防の正しい情報の啓発を推進し、管理、見回り体制の徹底を図る。また、必要な支援(支援物資も含め)と対象者の接合が図れるよう体制整備を行う。	2-2 2-6	保健衛生課
エコノミークラス症候群の予防	車中泊の実態調査、避難所内の予防体操、エコノミー症候群の検診実施体制を図る。	2-2 2-6	保健衛生課
指定避難所の非常用発電機の整備	非常時における電力を確保するため指定避難所に非常用発電機を設置する。		総務課
指定避難所誘導看板の整備	指定避難所への誘導看板を設置し、非常時の誘導に活用されるように住民への周知を図る。		総務課
避難所における必要資材の確保	避難所への避難予定者が必要とする資材を施設に常備させるため、資材の確保を図る。 ・西原村運動公園	2-2	総務課 企画商工課

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
地域づくり推進事業	各集落で取組むコミュニティ維持活動や防災活動を支援する。	2-3 8-4	企画商工課
農道、林道、作業道等の活用	大規模災害時において、道路寸断等により多数の孤立集落が発生することがないように、主要幹線道路以外の道路等についても集落間を結ぶ道路や迂回ルートとして活用すべく、整備確保を図る		復興建設課 産業課
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進	1-4 参照	1-4、2-3	総務課
自主防災組織の防災資機材等整備の促進	2-1 参照	2-1、2-3、 2-4	総務課
農業用排水施設の計画的な更新	村管理の農業用排水路整備のための事業推進		復興建設課 産業課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課

歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課

(2-4) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
自衛隊、警察、消防の受入体制の整備	県外の警察、消防等の受入のための施設の選定や整備を行うとともにヘリポート等の整備を図り、支援体制整備を推進する。		総務課
消防団に配備される資機材の充実	積載車及び小型動力ポンプの配備及び更新を行う。	2-4、7-1、 8-4	総務課
自主防災組織の防災資機材等整備の促進	2-1 参照	2-1、2-3、 2-4	総務課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課

(2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
耐震性貯水槽の整備	災害時における飲料水の確保のため耐震性貯水槽の整備を進める ・西原村運動公園		企画商工課
地下水を利用したトイレの整備	災害時における上水道の断水に備え、地下水を利用したトイレの整備を進める。 ・西原村運動公園		企画商工課
食料・飲料水等の備蓄	2-1 参照	2-1、2-5	総務課

(2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
避難所等の保健衛生・健康対策への取組	食中毒予防の正しい情報の啓発を推進し、管理、見回り体制の徹底を図る。また、必要な支援(支援物資も含め)と対象者の接合が図れるよう体制整備を行う。	2-2 2-6	保健衛生課
エコノミークラス症候群の予防	車中泊の実態調査、避難所内の予防体操、エコノミークラス症候群の検診実施体制を図る。	2-2 2-6	保健衛生課
感染症の発生・まん延防止への取組	トイレやシャワー等水回りの清掃徹底、施設内の冷暖房等の管理体制の構築を図る。また、ソーシ		保健衛生課

	ヤルディスタンスの確保と、体温管理、マスクの着用、手指消毒が可能な環境整備を行う。		
生活用水確保の推進	学校施設管理者と協議を進め、通年でのプールの貯水を図る。また、ごみカレンダー等を活用し節水啓発と伴に災害時の貯水の必要性を周知する。	2-6、6-2、6-5	保健衛生課
生活用水確保のための企業との協定	地下水採取企業と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定を締結する。	2-6、6-2、6-5	保健衛生課
災害による断水時の生活用水の確保	発災による断水が生じた場合に備えるため、貯水型給水施設等の整備を行う。	2-6、6-2	総務課

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時における通信体制の強化	1-5 参照	1-5、3-1、4-1、4-3、8-5	総務課

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時における通信体制の強化	1-5 参照	1-5、3-1、4-1、4-3、8-5	総務課
防災拠点等の非常用電源の整備	庁舎の非常用電源（72 時間以上）を整備するとともに、防災行政無線の非常用電源を継続的に整備する。	4-1、4-3	総務課

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時における通信体制の強化	1-5 参照	1-5、3-1、4-1、4-3、8-5	総務課
防災拠点等の非常用電源の整備	4-1 参照	4-1、4-3	総務課
通信手段の機能強化	防災行政無線等の通信設備の耐震化を図るとともに災害時優先電話の設置等関係機関と連携した機能強化を図る。		総務課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、5-1、5-3	復興建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、5-1、5-3	復興建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、5-1、5-3	復興建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、2-3、2-4、	復興建設課

		5-1、5-3	
--	--	---------	--

(5-2) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
農道、林道の計画的な整備及び維持管理	大規模災害時に道路寸断により地域交通ネットワークが分断されることがないように、主要幹線道路以外の道路等についても迂回ルートとして整備確保を図る。		復興建設課 産業課
農地・農業用施設計画的な整備及び維持管理	村管理の農業用排水路において長寿命化対策を目的とした個別施設計画の作成		復興建設課

(5-3) 食料等の安定供給の停滞

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時の活動拠点の整備	2-2 参照	2-2、5-3	総務課 企画商工課
農道、林道の計画的な整備及び維持管理	大規模災害時の農産物や木材・特用林産物等の出荷体制を確保するため、農道・林道の計画的な整備及び維持管理を推進する。		復興建設課 産業課
道路網の整備	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
橋梁補修	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
歩道等の整備	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課
舗装の強化	1-3 参照	1-3、2-1、 2-3、2-4、 5-1、5-3	復興建設課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-2) 簡易水道等の長期間にわたる供給停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
生活用水確保の推進	2-6 参照	2-6、6-2、 6-5	保健衛生課
生活用水確保のための企業との協定	2-6 参照	2-6、6-2、 6-5	保健衛生課
災害による断水時の生活用水の確保	2-6 参照	2-6、6-2	総務課
水道施設の耐震化	2-1 参照	2-1、6-2	復興建設課
工業用水道施設の強靱化	工業用水道の老朽化施設の更新・改修等を実施		復興建設課

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
----------------	----------------	------	-----

合併処理浄化槽の整備の推進	単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進し、被災した浄化槽の早期復旧		復興建設課
---------------	-----------------------------------	--	-------

(6-5) 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
生活用水確保の推進	2-6 参照	2-6、6-2、6-5	保健衛生課
生活用水確保のための企業との協定	2-6 参照	2-6、6-2、6-5	保健衛生課
地下水を活用した生活用水の確保	避難所等において生活用水を確保するため地下水等を活用する。	6-5	総務課

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 住宅密集地での大規模火災発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
消防設備の整備	1-1 参照	1-1、7-1	総務課
消防団に配備される資機材の充実	2-4 参照	2-4、7-1、8-4	総務課
感震ブレーカー等の設置の推進	消防本部と連携して家庭の感震ブレーカー等の設置を推進する。	7-1	総務課

(7-3) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
農業用ため池の安全性確保・緊急体制の整備推進	・ハザードマップの作成（大切畑ダム） ・ため池堤体部の改修（下小森ため池）		復興建設課

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
有害物質の流出対策	公害防止協定の順守を指導する。		保健衛生課
アスベスト対策	暴露防止の為に防塵マスクの備蓄を進める。		保健衛生課

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進	村内各地区において箱罾等の設置が容易になるよう罾免許取得者の育成を図るため、罾免許取得のための支援を行うと同時に、作物被害軽減のための防護柵の設置の支援を行う。	7-5	産業課
森林の多面的機能確保のための作業道等の計画的推進	森林環境譲与税を活用し森林の多面的機能の確保を目的とした適切な森林整備のための作業道の整備。	7-5	産業課
中山間地域における地域コミュニティ維持等への取り組み支援	中山間地域において農地や森林の荒廃による被害拡大を防ぎ景観を保全していくためにも、地域住民等が主体となったコミュニティの維持・活性化	7-5	企画商工課 産業課

	を図っていく。		
--	---------	--	--

(7-6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
自然災害に関する啓発及び情報伝達手段等の継続的整備	1-4 参照	1-4、7-6	総務課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(8-2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害に応じたボランティアセンターの早期設置	社会福祉協議会等と連携してボランティアセンター設置場所の選定や整備を図る。	8-2、8-3	総務課

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害に応じたボランティアセンターの早期設置	8-2 参照	8-2、8-3	総務課

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等より復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
地域づくり推進事業	2-3 参照	2-3、8-4	企画商工課
消防団に配備される資機材の充実	2-4 参照	2-4、7-1、8-4	総務課

(8-5) 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
災害時における通信体制の強化	1-5 参照	1-5、3-1、4-1、4-3、8-5	総務課

(8-6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	担当課
浸水被害の防止に向けた河川整備等	1-3 参照	1-3、8-6	復興建設課
河川や調整池の掘削	1-3 参照	1-3、8-6	復興建設課